平成２６年（フ）第３６１号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目323番地１　ハピネスＧＡＴＯＮ604
債務者　仲村佐哉子
１　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４９号
埼玉県秩父市上宮地町10番３号　エクセルイマイ302
債務者　雨宮　時男
１　決定年月日時　平成27年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
新潟県長岡市表町２丁目１番地４－802　ダイアパレス大手通り802号室
債務者　吉岡　昭男
１　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
岡山県倉敷市幸町10番30号　ブライトライツ・くらしき205号
債務者　木下　明子
１　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３３７号
さいたま市中央区桜丘２丁目４番22号　グリーンヒル桜ヶ丘Ｂ－205号
債務者　増子　　愛（旧姓津口）
１　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
佐賀市木原３丁目６番50号
債務者　山田　澄雄
１　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
佐賀市木原３丁目６番50号
債務者　山田　輝子
１　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｃ－112号
債務者　城野富美惠
１　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
佐賀県鳥栖市田代本町1242番地２
債務者　下尾　和正
１　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
佐賀県小城市小城町畑田80番地３　スノーウィコートⅦ215号
債務者　眞弓　貴則
１　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
佐賀県小城市小城町畑田80番地３　スノーウィコートⅦ215号
債務者　眞弓智奈絵
１　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
佐賀市本庄町大字鹿子209番地６
債務者　後藤　幸恵
１　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３４２号
佐賀市新栄東３丁目４番20－405号　グレースラルジュ
債務者　福富　あや（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
佐賀県鳥栖市布津原町11番地５
債務者　今村　成美
１　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
佐賀市光２丁目10番10号　若楠コーポ207
債務者　小渕　直博
１　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
沖縄県那覇市山下町９番１号　Ｒｅｅｆ山下101上江洲方
債務者　曽我部直美
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３８９号
沖縄県島尻郡南風原町字大名48番地１　大名の丘
債務者　比嘉　政和
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０９５号
東京都東大和市清原１丁目１番地33－101号
債務者　高沢　功一
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月13日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部